

平成28年第6回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成28年7月22日（金） 午前9時
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 報告第15号 参議院議員通常選挙投開票結果について
 - (2) 議案第28号 秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の修正について
 - (3) 議案第29号 投票所を定めることについて（海区）
 - (4) 議案第30号 投票所の開閉時刻を定めることについて（海区）
 - (5) 議案第31号 投票管理者及びその職務代理者の選任について（海区）
 - (6) 議案第32号 投票立会人の選任について（海区）
 - (7) 議案第33号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（海区）
 - (8) 議案第34号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（海区）
 - (9) 議案第35号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（海区）
 - (10) 議案第36号 期日前投票立会人の選任について（海区）
 - (11) 議案第37号 開票の日時及び場所を定めることについて（海区）
 - (12) 議案第38号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（海区）
 - (13) 議案第39号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（海区）

午前8時56分開会

木村書記長 おはようございます。時間前ですけども皆さんお揃いですので、平成28年第6回三種町選挙管理委員会を開会致します。始めに近藤委員長よりご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 おはようございます。7月10日の投開票に際しては、皆さん遅くまでご苦労さまでした。ありがとうございました。

近藤委員長　今日は、秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙に関する議案審議が中心となりますので、よろしくご審議の程お願いしまして、挨拶と致します。

それでは、会議を進めさせていただきます。

会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、田村委員と川田委員にお願い致します。

それでは、案件に入ります。

報告第15号「参議院議員通常選挙投開票結果について」。

事務局より説明をお願いします。

清水書記　はい。報告第15号「参議院議員通常選挙投開票結果について」。

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投開票結果は、別紙のとおりである。

2頁をお開き下さい。

まず、投票結果でございますが、選挙区の方でご説明致します。この資料は、投票区毎の有権者数、投票者数、投票率等の集計で在外選挙を除いたものでございます。詳しい内容については、後ほどご確認いただくということで、一番下の合計欄でご説明致します。

選挙人名簿登録者数が15,730人、二重登録等の失権者を除きました当日の有権者数が15,566人、投票者総数が9,304人、うち期日前投票が4,263人、投票日当日が4,922人、不在者投票119人となっております。

これに加えて、在外投票が有権者数1人、投票者数が選挙区、比例とも1人となっております。

投票率は、59.77%で、前回平成25年の選挙が54.78%でございましたので、4.99ポイントの上昇となっております。

投票結果については、以上でございます。

次に、開票結果でございますけども、選挙区が3頁、比例代表が4頁でございます。中身につきましては、開票の際、開票管理者から報告してございますので、詳しい説明は省略させていただきたいと思います。

次に、5頁をお開き願います。

この資料は、期日前投票の日別の投票状況でございます。今回の期日前投票者数の合計は4,263人で、前回の選挙におきましては3,343人でしたので、920人の増となっております。

選挙人名簿登録者数が５７３人の減にもかかわらず、期日前投票者数は大幅な伸びが見られています。

報告第１５号につきましては、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長 ３カ所でスタートした日からやはり大幅に伸びていますね。

清水書記 ７月２日から琴丘、山本の支所でスタートした訳ですが、やはりその日から急に増えております。

近藤委員長 前半はやはり投票が少ないですね。

木村書記長 確かに少ないですが、期間中、必ず１カ所は開設しなければなりませんので。

近藤委員長 皆さん何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、報告第１５号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。それでは、報告第１５号は原案どおり承認致します。

続きまして、議案第２８号「秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の修正について」ということで、事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第２８号「秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の修正について」。

秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を別紙のとおり修正する。

説明致します。

今日は、秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙に関する議案をご審議いただきますが、この選挙では、昨年１０月１４日の委員会で調製して、１２月５日付けで確定した選挙人名簿を使用することになっておりますので、漁業法の規定に基づきまして、死亡と町内転居の修正を行うものでございます。

お手元に、別紙として、昨年調製の選挙人名簿を用意しておりますので、ご覧下さい。

修正の内容でございますが、１頁の４番が死亡で、２０番と２

頁の３６番の方が町内転居による修正でございます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長　　只今の説明につきまして、名簿をご確認の上、ご意見、ご質問等ございましたらご発言下さい。

(各委員、暫時選挙人名簿を確認)

川田委員　　名簿の２頁の登録者数が４４名になっていますが。

清水書記　　名簿登載の４５名のうち今回１名を死亡抹消としていますので、１名減で４４名です。

川田委員　　転居は関係ないんですね。

清水書記　　関係ありません。

田村委員　　町内ではなく、町外に転居した場合は、選挙権はどうなるのか。

清水書記　　町外に住所を移した場合は、選挙権が無くなります。住所を有しているか、事業場を有していることが必要です。

田村委員　　わかりました。

近藤委員長　　他に何かございますか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長　　特に無いようですが、議案第２８号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長　　ご異議無いようですので、議案第２８号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第２９号から第３２号につきましては、投票所に関するもので、関連がございますので、一括上程と致します。

事務局より説明をお願いします。

清水書記　　はい。議案の説明を行う前に、便宜上、今回の海区選挙の概要について、７頁の方で説明させていただきまして、その後で議案を説明させていただきたいと思います。

まず、「海区漁業調整委員会」につきましては、漁業の方以外には馴染みがないものでありますけども、漁業権の免許など海区の漁業に関して所掌する県の行政委員会でございます。

「１」の関係市町村でございますが、秋田県の地先海面に沿う市町村ということで、本町を含むご覧の沿岸８市町が関係してお

ります。

次に、「2」の漁業調整委員会の構成、「3」の公選委員の任期でございます。漁業法で定数が決まっております、委員10人のうち6人が公選委員で、任期は4年でございます。

「4」の選挙期日でございますが、今回の選挙につきましては、総務省と水産庁との協議に基づく通知によりまして、全国統一して告示日7月25日（月）、選挙期日が8月3日（水）という日程で決定されております。

次に、「5」の選挙の管理執行でございますが、漁業法において多くの部分が公職選挙法の準用となっております、県議会議員選挙とはほぼ同様に行われます。このため、法令の規定に基づきまして、本日、議決が必要な事項についてご審議頂くものでございます。

「6」の選挙権及び被選挙権と「7」の選挙人名簿でございますが、今回の選挙につきましては、昨年10月14日開催の選挙管理委員会で調製し、12月5日付けで確定した「海区選挙人名簿」に基づき、行うことになっております。

以上のことを踏まえまして、議案の方、説明に入らせていただきます。

8頁をお開き願います。

始めに、議案第29号「投票所を定めることについて（海区）」。

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における三種町投票区の投票所を次のとおり定める。

施設名 三種町役場2階 第2会議室

本町の海区選挙人が44名で、全員が八竜地区の方でありますことから、選挙人の便宜を図るために、ご覧のとおり定めるものでございます。

次に、9頁をお願い致します。

議案第30号「投票所の開閉時刻を定めることについて」。

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会一般選挙における三種町投票所の開閉時刻を次のとおり定める。

投票所を開く時刻 午前10時

投票所を閉じる時刻 午後3時

内容の説明でございますが、海区選挙における投票所の開閉時刻につきましては、漁業法施行令の規定により、原則は一般の選

挙と同様、午前7時から午後8時まででございますが、投票に支障を来たさないと認められるときは、投票時間が4時間を下回らない範囲で、これと異なる時刻を定めることができることとなっております。

本町の場合、選挙人名簿登録者数が少ないことに加えて、期日前投票所が、県議選と同様、8日間にわたって設置されますことから、投票日当日の投票時間につきましては、短縮しても支障ないものと考え、ご覧のとおりとしております。

続きまして、10頁をお願い致します。

議案第31号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」。

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

投票管理者とその職務代理者につきましては、海区選挙の選挙権のある者の中から、それぞれご覧のとおり選任したいとしております。

なお、投票管理者、立会人等の人選については、漁協の方から推薦していただいております。

次に、11頁をお願い致します。

議案第32号「投票立会人の選任について」。

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票立会人を次のとおり選任する。

投票立会人につきましても、選挙人名簿の中からご覧の2名を選任することとし、本人の承諾を得ておりますので、よろしくお願い致します。

以上で、議案第29号から議案第32号までの説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時議案を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第29号から議案第32号までを原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 29 号から議案第 32 号までを原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第 33 号から議案第 36 号につきましては、期日前投票、不在者投票に関するものですので、一括上程させていただきます。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。12 頁の議案第 33 号から説明致します。

「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」。

平成 28 年 8 月 3 日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所及び設置期間

場所 三種町役場 三種町選挙管理委員会事務室

期間 平成 28 年 7 月 26 日から平成 28 年 8 月 2 日まで

投票時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 不在者投票を行う場所及び設置期間

1 の期日前投票と同じでございます。

説明致します。

海区選挙の期日前投票及び不在者投票の期間、時間等につきましては、公職選挙法等の規定が準用されることになります。

期間につきましては、告示日の翌日から選挙期日の前日まで。

また、投票時間につきましては、原則午前 8 時 30 分から午後 8 時まででございますが、地域の実情等を考慮しまして投票時間の繰上げが認められてございます。選挙人の人数が少ないことも踏まえまして、閉鎖時刻は、職員の執務時間内ということで午後 5 時 15 分までとしております。

続きまして、議案第 34 号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」。

平成 28 年 8 月 3 日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日 平成 28 年 7 月 24 日

説明致します。

告示日の翌日から選挙日の前日までが不在者投票期間となって

おりますが、事前に請求のあった分につきましては、速やかに投票ができるよう、告示日の前日から不在者投票用紙等の郵送ができるよう定めるものでございます。

14頁をご覧ください。

続きまして、議案第35号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」。

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

期日前投票管理者とその職務代理者につきましては、選挙権のある者の中から、ご覧のとおり選任したいとしております。

次に、議案第36号「期日前投票立会人の選任について」でございます。

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票立会人を次のとおり選任する。

投票管理者と同様、選挙権の有る者の中から、本人の承諾を得て、ご覧の2名を選任することとしております。

以上で、議案第33号から議案第36号までの説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長 特に無いということですが、議案第33号から議案第36号までを原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第33号から議案第36号までを原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第37号から議案第39号までは、開票に関するものですので、一括上程させていただきます。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。それでは、16頁の議案第37号から説明致します。

「開票の日時及び場所を定めることについて」。

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成28年8月3日 午後3時30分開始

場所 三種町役場 2階 第2会議室

説明致します。

開票につきましては、投票日当日の投票終了30分後の午後3時半から、投票所と同じ会場で行うこととしております。

次に、議案第38号「開票管理者及びその職務代理者の選任について」。

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における三種町開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

開票管理者と職務代理者につきましては、海区選挙権の有る者の中から、それぞれご覧のとおり選任したいとしております。

続きまして、18頁をお願いします。

議案第39号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」。

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成28年8月1日 午前9時

場所 三種町役場2階 選管事務室

説明致します。

開票立会人につきましては、各候補者が三種町開票区内の選挙人名簿登録者の中から1名を、投票日の3日前（7月31日）午後5時までに届出できることとなっており、法定の10人を超える届出があった場合には、翌8月1日の午前9時に選管事務室でくじを行いまして、立会人を決定したいとしております。なお、海区選挙におきましては、他の選挙と異なりまして、同一政党等3人以内という制限はございません。

以上で、議案第37号から議案第39号までの説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

川田委員 投票管理者と開票管理者が同じ人ですが。

清水書記 法令上は、いずれも海区選挙の選挙権を有していれば良いとなっております。特に問題はありませぬ。なり手がいないという状況もございます。

川田委員 わかりました。他にはありません。

近藤委員長 他に何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 無いようですので、議案第37号から議案第39号までを原案
どおり決定することにご異議等ございませんか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第37号から議案第39号まで
を原案どおり決定致します。

これで、本日の案件の審議が終わりましたので、4の「その他」
として、事務局の方からお願いします。

清水書記 はい。それでは、19頁の方で、今後の日程についてご説明致
します。

(以下、資料に基づき説明。)

(その後、意見交換)

近藤委員長 委員の皆さんから、他に何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、これで本日の委員会を終了致します。

午前9時45分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____